

## 令和元年度第6回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時 令和2年2月6日(木)午後1時00分開会  
場 所 小平市役所3階 庁議室  
出席者 会長及び委員14名、計15名(欠席者2名)  
議 題 1. 令和元年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について  
2. 令和2年度小平市国民健康保険事業特別会計予算(案)について  
傍聴者 1名

### [主な質疑等]

#### 議 題 令和元年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について

委 員 : 償還金とは、返還金と同じ意味合いの概念であるか。

事務局 : 同じである。

委 員 : 療養給付費が増となる見込みについて、具体的にどのような疾病が増加しているかとの分析をしているか。

事務局 : 一人当たりの医療費としては、脳出血・心筋梗塞・がん・脳梗塞が上位に挙げられ、昨年度と比較し、増加している。

委 員 : 医療費上位疾病患者の年齢構成は、把握しているか。

事務局 : 年齢構成の分析には至っていない。

#### 議 題 令和2年度小平市国民健康保険事業特別会計予算(案)について

委 員 : 15年かけて、一般会計からの法定外繰り入れを解消するとのことだが、各市区町村も同様の考え方であるのか。

事務局 : 国の方針としては、6年での解消となっている。しかし、そもそもの市区町村毎の赤字額の規模、財政状況が異なるので、それらを鑑みて、6年を超えての解消は、やむを得ないとの見解がなされている。

26市の平均としては、13年程度での解消と捉えている。

委 員 : 法定外繰り入れに関するペナルティとは、具体的にどのようなものか。

事務局 : 保険者努力支援制度という公費制度があり、各保険者の取組状況による加点方式であった。令和元年に新たな指標が加わり、加算だけではなく、取組状況によっては、減算もなされるようになった。その指標の一つが、一般会計からの

法定外繰入金の解消年次を示していない場合に減算され、公費が削減されるといったものである。小平市では、今年度には解消年次を示す状況ではなく、令和2年度に見込まれる公費が削減される予定である。

委員 : 東京都は、法定外繰入額が47都道府県の中で最も多いとのことだが、他の道府県に比べて低い保険料(税)率で運営してきた経緯があり、法定外繰り入れ解消額及び年度の増につながっているのか。

事務局 : 東京都においては、他の道府県と比較して保険料(税)には転嫁せず、低い金額で拠出してきた経緯はある。

委員 : 平均世帯数25,700世帯、平均被保険者数38,600人であり、1世帯当たり被保険者数は1.5人となっている。前年度と比較した場合、世帯数は90世帯の減、被保険者数は100人の減であり、減少分の1世帯当たり被保険者数は1.1人となっており、単身世帯が資格を喪失する傾向と捉えてよいか。

事務局 : 後期高齢者医療制度への移行が多いということは捉えているが、資格喪失世帯の被保険者数の分析には至っていない。ただし、世帯数及び被保険者数ともに減少幅は鈍化傾向である。

以上